

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2100001	2003年重点計画及び「e-Japan II」の実行における民間自主規制の原則等の担保			d		<p>本年8月に策定された「e-Japan重点計画-2003」でも重点計画2002の基本原則を踏襲しており、「民を主役に官が支援する」ことを官民の役割分担についての原則としている。</p> <p>また、この原則の下、民間を支援するための取り組みとして、「自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等市場が円滑に機能するような環境整備」や「民間活力が十分発揮されるための環境整備」について明記しているところ。</p> <p>今後の法整備等においては、以上の原則を踏まえ、IT利活用を促進するとともに、引き続き、過度に規制したり、電子商取引を阻害することないよう対応してまいりたい。</p>						5071012	米国	11
z2100002	IT戦略本部機能の強化			d		<p>本年7月に決定した「e-Japan戦略」においては、2005年に世界最先端のIT国家となるという目標を掲げるとともに、この戦略目標を実現するための政策手段として、「方策の進捗状況管理、事後評価等をIT戦略本部が責任を持って行うとともに、特に府省横断的な方策については、関与する複数の府省を統括してその整合的かつ効果的な実施を確保する」とされている。</p> <p>これを踏まえ、本年8月のIT戦略本部において設置した評価専門調査会において、新戦略の取り組み状況を事後評価するだけでなく、他国とのIT政策の比較や新施策の提案など、IT戦略本部による企画立案能力や施策間の調整能力の強化につながる取り組みを実施することとしている。</p> <p>このような評価専門調査会の積極的な活用のほか、経済財政諮問会議や総合規制改革会議等の関連会議との緊密な協力関係を構築するなど、政府のIT予算配分権等をIT戦略本部一手に収集させるのではなく、IT戦略本部が主体的な方向性を提示し、関係省庁へ積極的かつ弾力的に働きかけることにより、日本のIT政策強化に繋がるよう戦略を連続的に展開していく。</p>						5071014	米国	11
z2100003	情報システムの調達改革の促進	-	<p>公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達を含めた我が国の政府調達については、内閣に設置されたアクション・プログラム実行推進委員会の下で、外国製品の政府調達の持続的拡大、内外無差別・透明・公正かつ開放的な競争原則に基づく調達手続の確保を図るとともに、そのフォローアップを着実に実施してきたところである。今後とも、同委員会の下で、内外無差別・透明・公正かつ開放的な調達に努めていく。</p> <p>CD連絡会議は、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化を一層推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的に設置されたものであり、ご要望のような役割を担うものではない。</p> <p>CD補佐官については、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を前提としている。</p> <p>CD補佐官は、各府省内の業務システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たりCD及び各所管部門の長に対して支援・助言等を行なうことが職務となる。</p> <p>業務システムの最適化を政府全体として整合性を持って進めていくため、EA（エンタープライズ・アーキテクチャー）の考え方を取り入れた「業務システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」をもとにCD補佐官は職務を行うことになる。</p>	e				<p>について、事実誤認との回答であるが、要望内容は、CD連絡会議が現在そのような役割を担っていないことを理解した上で、新たな権限の付与を求めているものであることから、これに沿って、権限付与の可否について再度検討されたい。その際、CD連絡会議が役割を担う機関として不適當であるとするならば、他の機関がこれを担うことの可否についても併せて検討されたい。</p>	d	<p>CD連絡会議は、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化を一層推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的に設置されたものである。</p> <p>公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達を含めた我が国の政府調達については、内閣に設置されたアクション・プログラム実行推進委員会の下で、外国製品の政府調達の持続的拡大、内外無差別・透明・公正かつ開放的な競争原則に基づく調達手続の確保を図るとともに、そのフォローアップを着実に実施してきたところである。今後とも、同委員会の下で、内外無差別・透明・公正かつ開放的な調達に努めていく。</p>	5071026	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2100001	2003年重点計画及び「e- Japan II」の実行における民間自主規制の原則等の担保	5071	5071012	米国	11	2003年重点計画及び「e- Japan II」の実行における民間自主規制の原則等の担保		2003年重点計画及び「e- Japan II」を実行するための新しい法律、省令、指針が日米が相互に認識している民間自主規制の原則に則り、技術中立性を維持し、また II 利用を促進する真の具体的な改革を提供し、過度に規制したり、電子商取引を阻害することがないように担保する。		電子商取引を促進させることは「e- Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が 2003 年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野において II の利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する		内閣官房	
z2100002	II 戦略本部機能の強化	5071	5071014	米国	11	II 戦略本部機能の強化		II 戦略本部に關係省庁間で「e- Japan」のための必要な措置を実行するための管理や調整に必要な資源と調整メカニズムを提供し、支持する。		電子商取引を促進させることは「e- Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が 2003 年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野において II の利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する		内閣官房	
z2100003	情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		2003 年 3 月 19 日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。 C/D 連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、II 調達を監督する権限を与える。 低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。 (2003 年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかをフォローアップ調査から得たデータを公表する。 メモランダムによって実行されている II 調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために 2003 年度中にパブリックコメント手続きを行う。 政府に価値ある民間の経験をもたらす CIO の補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。		電子政府計画及び 2003 年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。II 調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続き II 調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2100004	政府の II 調達改革を強化するための措置の追加実施	WTO 政府調達に係る協定第 18 条	個々の調達案件の落札情報については、政府調達協定の規定により、官報等に掲載され、官報で公告された落札情報は、国立印刷局ホームページにおいて入手可能となっている。	d	-	内外の供給者に幅広く情報を提供するために、日本貿易振興機構 (JETRO) において、官報で公告された政府調達情報をデータベース化し、ホームページ上に落札情報を入手できるようにしている。さらに、データベースの検索機能を充実させ、電子情報提供方法の利便性を向上させている。 また、毎年内閣官房から、政府調達における我が国の施策と実績』を発行し、我が国の政府調達に関する個々の落札情報を製品分野別、調達機関別に整理するとともに、政府調達の全体的傾向についての分析データを掲載している。 なお、情報システムに係る政府調達については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 14 年 3 月 (同年 4 月、平成 15 年 3 月改定) 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承) において、入札者毎の入札結果に係る情報 (入札価格、総合評価を行った場合における提示されたライフサイクルコスト及び技術点の合計等) 等について公表することとしている。						5071027	米国	11
z2100004	(上記の続き) 政府の II 調達改革を強化するための措置の追加実施	アクションプログラム実行推進委員会決定 会計法第 29 条の 6 予算決算及び会計令第 91 条	公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達における総合評価落札方式の導入基準額は 80 万 SDR (平成 15 年現在、1 億 2,000 万円) 電気通信分野における総合評価落札方式の導入基準額は 38.5 万 SDR (平成 15 年現在 5,400 万円)	c	-	基準額を引き下げかどうかについては、引き下げに伴う作業量の増大と引き下げによる効果を考慮に入れる必要がある。総合評価落札方式は、通常の最低価格落札方式に比し、手続きが煩雑であり、引き下げにより対象件数が飛躍的に伸びることになれば、現実問題として対応が困難である。 また、電気通信分野における調達については、供給者を対象とした政府調達の自主的措置に関するクエスチョネア調査」(平成 15 年) によれば、依然として 8 割を超える供給者が基準額について「引下げは必要ない」と回答しており、現状においては更に基準額を引下げる必要性は見られないと認識している。		要望内容 に関し、総合評価落札方式のメリットを生かせる調達案件については、政府調達の経済合理性を向上させる観点からも、なるべく同方式を採用すべきであり、手続の煩雑性のみを理由に同方式の拡大を行わないとするは本末転倒ではないか (手続の煩雑性は、それ自身の問題として改善すべきである。)。このような観点を踏まえ、可能な拡大について再度検討されたい。	c	-	基準額を引下げ、一律に基準額以上の調達案件全てに総合評価落札方式を適用することについては、調達機関及び供給者の作業が煩雑になることを考慮すべきである。現在、電気通信分野における調達については、供給者を対象とした政府調達の自主的措置に関するクエスチョネア調査」(平成 15 年) によれば、依然として 8 割を超える供給者が基準額について「引下げは必要ない」と回答している。このように、基準額引下げについては、広く内外の供給者の意見も聴取した上で検討する必要がある。現状においては更に基準額を引下げる必要性は見られないと認識している。 なお、基準額未満であっても調達機関が総合評価落札方式を適用することが適当であると判断する調達案件については、個別案件として進められている。	5071027	米国	12
z2100005	電子商取引の進展を妨げる残存障壁の撤廃	民間に書面による手続を義務付けるなど、事業活動の II 化に係る規制が 12 府省において存在 (平成 14 年 12 月 : 第 16 回 II 戦略本部資料)	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 (平成 12 年法律第 126 号) や 簡法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 128 号) などの施行により、主要な規制については措置済みであるが、民間に書面による手続を義務付けるなど、事業活動の II 化に係る規制が 12 府省において存在 (平成 14 年 12 月 : 第 16 回 II 戦略本部資料)	b	-	対面取引や書面による取引の義務付けなど、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改正については、重要な課題であると認識しており、e-Japan 重点計画 2003、規制改革 3 年計画 (再改定) に基づき、引き続き所管省庁において各法制度の中で個々の規制の見直しや制度整備に関する検討を行う。					5074002	カナダ	11	
z2100006	電子商取引を妨げる規制の撤廃	民間に書面による手続を義務付けるなど、事業活動の II 化に係る規制が 12 府省において存在 (平成 14 年 12 月 : 第 16 回 II 戦略本部資料)	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 (平成 12 年法律第 126 号) や 簡法等の一部を改正する法律 (平成 13 年法律第 128 号) などの施行により、主要な規制については措置済みであるが、民間に書面による手続を義務付けるなど、事業活動の II 化に係る規制が 12 府省において存在 (平成 14 年 12 月 : 第 16 回 II 戦略本部資料)	b	-	対面取引や書面による取引の義務付けなど、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改正については、重要な課題であると認識しており、e-Japan 重点計画 2003、規制改革 3 年計画 (再改定) に基づき、引き続き所管省庁において各法制度の中で個々の規制の見直しや制度整備に関する検討を行う。					5071011	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2100004	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	11	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施		政府のIT調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実施する： 調達獲得に関する情報をタイミング良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。 入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことによって、情報システムの調達においてライフサイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。		電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。IT調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きIT調達手続きにおいて積極的に改革を実施する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z2100004	(上記の続き) 政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	12	(上記の続き) 政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施						内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z2100005	電子商取引の進展を妨げる残存障壁の撤廃	5074	5074002	カナダ	11	電子商取引の進展を妨げる残存障壁の撤廃		カナダは、対面取引や書面による取引要件など、電子商取引を妨げている残存障壁を撤廃するよう日本政府に強く要請致します。		カナダは、日本政府が行った電子商取引の推進策を認識しています。また、電子商取引の推進を目標の一つに掲げた「e-Japan 優先政策 2003」を歓迎しています。しかし、カナダはインターネットを利用したビジネスを促進するために、この分野での更なる進展を望んでいます。		内閣官房	
z2100006	電子商取引を妨げる規制の撤廃	5071	5071011	米国	11	電子商取引を妨げる規制の撤廃		事業者間(B to B)や事業者・消費者間(B to C)電子商取引において、対面取引や対面による取引を必要条件とすることやその他の障壁など、電子商取引を妨げる、既存の法律や規制においていまだに存在する障壁を除去する。現在除外されている分野における電子通知や電子取引を認めるよう、法律や規制を改正する。		電子商取引を促進させることは「e-Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が2003年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野においてITの利用を促進しはじめていたが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する		内閣官房	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z2100007	対日外国直接投資の促進策の強化		特区で講じられた規制の特例については、特例措置の効果等を評価する評価委員会を平成15年7月24日、構造改革特別区域推進本部に設置した。また、11月には、8つの分野に分かれ、分野ごとの専門家も加え特例ごとの検討を進めているところである。	d		認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題が生じていないと判断されるものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげるよう努める。具体的には、平成16年4月から、本格的な調査・評価のプロセスを開始して、8月を目途に評価委員会から構造改革特別区域推進本部に意見が提出される予定であり、評価委員会の意見を受けた構造改革特別区域推進本部においても、速やかに決定を行うこととしている。					5072001	欧州委員会 (EU)	11		
z2100008	特殊法人改革の推進 (透明性の確保、意見表明機会の確保)	特になし	政府の特殊法人等改革推進本部が対象163法人の事業及び組織形態について講ずべき措置を定めた特殊法人等整理合理化計画 (平成13年12月閣議決定) を実施しているが、民間からの有識者により構成される評価・監視機関が同計画のフォローアップを行うとともに、その会議資料及び議事要旨は公開されており、透明性を保ちつつ改革が進められている。 特殊法人等改革を進めるにあたり、これまで様々な機会を通じ、関係者からの意見、要望等承ってきたところであるが、特殊法人等改革のうち規制の制定又は改廃に係る事項については、所管府省においてパブリックコメントが適切に行われているものと承知している。	e	特に必要なし。	e: 透明性の確保や意見表明の機会について特に規制は存在しない。 政府の特殊法人等改革推進本部が対象163法人の事業及び組織形態について講ずべき措置を定めた特殊法人等整理合理化計画 (平成13年12月閣議決定) を実施しているが、民間からの有識者により構成される評価・監視機関が同計画のフォローアップを行うとともに、その会議資料及び議事要旨は公開されており、透明性を保ちつつ改革が進められている。 特殊法人等改革を進めるにあたり、これまで様々な機会を通じ、関係者からの意見、要望等承ってきたところであるが、特殊法人等改革のうち規制の制定又は改廃に係る事項については、所管府省においてパブリックコメントが適切に行われているものと承知している。	特になし。				5071080	米国	11		
z2100009	知的財産促進計画及び知的財産政策に係る提言			d		知的財産推進計画関連のパブリックコメントについては、平成11年3月23日の閣議決定の規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に基づき、実施することにより、提出された意見が実施される措置や行動に適切に反映されるよう努めている。 措置及び政策目標の実行は、知的財産戦略本部の関係府省により実施されることとなるが、知的財産推進計画では、国際的な知的財産の保護及び協力を推進することを掲げており、国際義務、標準及び規範に照らし、調和を図るよう努めている。 知的財産戦略本部の専門調査会では、我が国の重要政策課題に関する調査検討を任務とすることから、参考人等について特に国籍による制限はない。知的財産戦略本部に關係省庁間で措置を実行するための管理や調整に必要な資源と調整メカニズムについては、戦略本部自身が關係省庁間の調整メカニズムであるとともに、約30名からなる知的財産戦略推進事務局を内閣官房に設置し、計画推進の管理及び調整を行っている。							5071022	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2100007	対日外国直接投資の促進策の強化	5072	5072001	欧州委員会 (EU)	11	対日外国直接投資の促進策の強化		<p>EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政治的対応を一層強化することを要請する。</p> <p>投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3カ年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。</p> <p>対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること、24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善</p> <p>並びに、</p> <p>1.1.1.ビジネス上のコスト削減</p> <p>による。</p>		内閣府 内閣官房	
z2100008	特殊法人改革の推進(透明性の確保、意見表明機会の確保)	5071	5071080	米国	11	特殊法人改革の推進(透明性の確保、意見表明機会の確保)		<p>特殊法人の民営化および再編を透明な形で行うこと。</p> <p>特殊法人改革によって影響を受ける、あるいは影響を受ける可能性のある国内外の民間機関に対し、パブリック・コメント手続きの適用などを通して、意見を提出する意義ある機会を確保すること。</p>		<p>米国は、道路公団や郵政公社の民営化を含む日本の特殊法人を民営化および再編するという小泉首相の意欲に注目している。米国はまた、この改革が積極的に押し進められれば、競争と効率の向上が促され、また資源のより生産的な活用をもたらすような重要な影響を日本経済に与えることになると考える。特殊法人改革にあたり、米国は、日本に対し、左記の措置を要請する。</p>		内閣官房	
z2100009	知的財産促進計画及び知的財産政策に係る提言	5071	5071022	米国	11	知的財産促進計画及び知的財産政策に係る提言		<p>知的財産戦略本部は「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画案」を2003年6月20日にパブリックコメントにかけた。最終的な推進計画及びその他の知的財産政策を実行する際に、日本政府が以下の措置をとることを米国は提言する：</p> <p>最終知的財産推進計画、知的財産政策大綱の政策目標及びその他の知的財産関係措置及び目的を実行するために準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等はパブリックコメントにかけ、最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映させることを確保する。</p> <p>措置及び政策目標の実行は国際義務、標準及び規範を遵守する。</p> <p>特に重要な知的財産政策案件を見直し議論するための政令第45号に基づく(新しい)専門調査会に日本以外の団体から専門家を招待する。</p> <p>知的財産戦略本部に關係省庁間で措置を実行するための管理や調整に必要な資源と調整メカニズムを提供し、支持する。</p>		<p>日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する</p>		内閣官房	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2100010	構造改革特区制度の一層の活用		<p>政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付け(米国企業を含む外国企業からの提案も可能)であり、提案を実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行っており、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、159件もの規制改革を実現し、それらを活用した特区も236件認定されている。</p> <p>特区で講じられた規制の特例については、民間人で構成される、特例措置の効果等を評価する評価委員会を平成15年7月24日、構造改革特別区域推進本部に設置した。また、11月には、8つの分野に分かれ、分野ごとの専門家も加え特例ごとの検討を進めているところである。</p>	d	<p>地方公共団体の作成する特区計画を認定する基準は、特区法に基づいて作成される基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において明確に定めており、基準を満たした場合には認定することとしている。</p> <p>構造改革特区制度は、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等の自発的な提案に基づき行つたものであり、可能な限り幅広い規制について特例措置を講ずることとしており、市場参入機会の拡大に関する提案が提出された場合を含めて、構造改革特別区域本部としても実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、真摯な検討を加えて参りたい。なお、従来制限されていた医療、教育、農業分野への株式会社参入を認める等市場参入機会の拡大を行っているところである。</p> <p>国内外の企業双方が特区内で事業展開することにつき、差別的なアクセス制限は設けておらず、今後も設ける予定はない。</p> <p>特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための委員会を本年7月に設置した。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において、評価委員会において、特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげることを確認している。</p>						5071078	米国	11	
z2100010	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用				(上記の続き)							5071078	米国	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2100010	構造改革特区制度の一層の活用	5071	5071078	米国	11	構造改革特区制度の一層の活用		<p>今後も特区が透明な形で選定され設立されること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。 特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用すること。 米国企業も含め外国企業が特区提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わる全ての過程に参加するにあたり、構造改革特別区域推進本部はこれらの企業と引き続き協力すること。 評価委員会が特区の成功の是非および全国展開すべき特区の判断を行う際に、以下の事項を担保すること。 1) 特区の成功の是非を判断するにあたり開催した会合および利用した情報を公開し適切であれば、評価プロセスの中で一般市民から意見を募ることにより特区の評価プロセスの透明性を確保すること。 2) 評価が決定した際には、一般市民や特区に携わる者の評価プロセスに対する十分な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開すること。</p>		<p>日本全国に特区を設立することを目指した日本政府の現行の取り組みを、米国政府は引き続き注視している。特に、現在までに小泉首相により設立された164の特区を米国は歓迎する。規制緩和および構造改革に向けてのこの新しく革新的取り組みは、日本が持続可能な成長路線へと回復するための重要な機会を与えることとなる。日本がこの計画を実施するにおいて、米国は左記のことを要請する。</p>		内閣官房 内閣府	
z2100010	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用	5071	5071078	米国	12	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用						内閣官房 内閣府	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z2100011	民間意見を取り入れるための措置の実行			d	<p>施策の執行段階においては、基本的に所管府省が主体となり政策評価や透明性を担保すべきであるが、今後II戦略本部においても、評価機関を活用した客観性、透明性の高い運営を目指す。</p> <p>また、II分野に限らず、政令等で規制の設定又は改廃に係るものについては、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)に基づき、1か月程度を目安としてパブリックコメントに付すこととされており、重点計画の策定期間やII戦略本部の開催日程を踏まえ、適切な期間設定をする。</p> <p>なお、政策目標や趣旨等に照らし合わせ、適当と判断されるものについては、パブリックコメントに付すこととしたい。</p> <p>II戦略本部下に設置された評価専門調査会の委員については、II戦略本部令第2条において、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」と定められている。</p> <p>評価委員会においては、「E-Japan戦略」の取り組み状況を事後評価するとともに、他国との政策の比較や新施策の提案などを実施することとされており、委員の選任にあたっては、中立性、透明性を保つことは勿論のこと、性別や社会的属性にとらわれることなくグローバル化するII社会に対応した幅広い知見から積極的に活動していただけるような民間人が登用されたと認識している。</p>								5071015	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2100011	民間意見を取り入れるための措置の実行	5071	5071015	米国	11	民間意見を取り入れるための措置の実行		<p>以下に掲げるものを含め、構想から実施に至るまで、政策決定プロセスにおけるすべての段階で、民間の意見の取り入れを拡大するための措置を講じる：</p> <p>官民間の対話を双方向かつ透明性のあるものにするよう 情報技術を活用する。</p> <p>2003年重点計画、「e- Japan II」の政策目標及び全ての関係措置及び目的を実行するために準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等はパブリックコメントにかける。最低 30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映させることを確保する。</p> <p>II戦略本部の新しい専門調査会に日本人以外の団体からの専門家を選出し、参加させることを確保する。</p>		<p>電子商取引を促進させることは「e- Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が2003年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野においてIIの利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリックコメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する</p>		内閣府 内閣官房	